

長支第1414号
令和2年3月10日

地域包括支援センター長
居宅介護支援事業所管理者 各位

山形市長 佐藤 孝弘
(公印省略)
(長寿支援課扱い)

新型コロナウイルス感染症対策に係る「指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント」におけるサービス担当者会議並びにモニタリングの実施に関する山形市の対応について（通知）

「山形市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年3月25日条例第3号）」及び「介護予防ケアマネジメント業務委託仕様書」に定めるサービス担当者会議並びにモニタリングに関する対応について、厚生労働省老健局通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）及び（第4報）」及び令和2年3月6日付け山形市福祉推進部指導監査課長事務連絡に準じ、本年3月末日まで以下のとおり取り扱うことといたします。

なお、本通知後に、厚生労働省等から関連する通知等が発出された場合はその取扱いによることとします。

記

1 サービス担当者会議について

条例第33条第9号及び業務委託仕様書8-(3)に定めるサービス担当者会議については、文書等による照会として差し支えないものとします。また、利用者の状態に大きな変更がなくサービス内容の変更が軽微と認められる場合はサービス担当者会議の開催は省略できるものとします。

いずれの場合であっても、利用者の状況や意向の把握、支援目標の共有、事業所の役割分担などを適切に実施し、介護予防ケアマネジメントを行うことに留意してください。

2 モニタリングについて

条例第33条第17号及び業務委託仕様書8-(6)に定める居宅への訪問・利用者との面接によるモニタリングについては、間隔が4月となっても差し支えないものとします。また、電話等により対応した場合であっても基準違反にはなりません。

いずれの場合であっても、利用者の状況や意向について適切に把握した上で、ケアマネジメントを行うことに留意してください。

3 記録等

本取り扱いにより対応した内容については、経過記録等に適切に記録するとともに、通常の取り扱いと同様に、必要な文書を5年間保存し、管理してください。

4 その他

現時点では、地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所としての会議開催について、一律に自粛を求めるものではありません。対象者の状況に応じて判断いただくようお願いします。

なお、本扱扱いは、業務の一部を委託している居宅介護支援事業所事業所についても同様となります。

長寿支援課地域包括支援係 内線 564.565 担当：阿部・伊藤・多田
